

❖基金から受けられる年金と一時金❖

給付の種類	内容	計算式
老 齢 年 金	加入員期間10年以上で退職した方が受けられる有期年金 支給期間は、本人が10年・15年・20年の中から選択	退職時の仮想個人勘定残高÷ 指標利率に応じた年金現価率
脱退一時金	加入員期間1年以上10年未満で退職した方、または加入員 期間10年以上で退職した方が脱退一時金を選択した場合に 受けられる一時金	退職時の仮想個人勘定残高
遺族一時金	加入員期間が1年以上ある加入員 老齢年金の支給を受けている方 老齢年金・脱退一時金を請求する前に死亡した方 ご遺族に支払われる一時金 ※遺族の範囲は1親等(配偶者または子、父母)	死亡した時点の仮想個人勘定残高 ※短期加入者が死亡された場合で、仮想個人勘定 残高が3万円に満たない場合は3万円の最低保障

※加入員期間1年以上10年未満で退職された方の一時金
相当額を、再就職先の企業型確定給付企業年金または
企業型確定拠出企業年金、個人型の確定拠出企業年金、
企業年金連合会に移換できる場合があります。

❖年金改定率と年金改定時期❖

毎年、基準日前発行の10年国債応募者利回りの過去
5年間平均に基づき、毎年6月支給分から年金額を
改定

❖老齢年金の支払回数❖

金額	12万円以上	12万円未満
支払期月	6月1日 / 12月1日	6月1日

❖利息計算に用いる利率❖

時期	利率	指標金利	改定時期
加入期間 (暦年単位)	上限4.0% 下限1.0%	10年国債の応募 者利回り(暦年) 過去5年間の平 均値を使用	毎年、4月1日に 附利率を改定

❖モデル年金例❖

◇30年加入で全期間附利率下限1%の場合◇
30年目の仮想個人勘定残高
(持分賦与額+1%利息相当額)=1,388,221円
～10年有期年金～
年金額 1,388,221円÷9.495^注=146,205円≒146,200円
10年間の年金額 146,200円×10年=1,462,000円
附利率1% 146,200円×0.01×10年=14,620円
10年の受取総額 1,462,000円+14,620円=**1,476,620円**
～15年有期年金～
年金額 1,388,221円÷13.900^注=99,872円≒99,900円
15年間の年金額 99,900円×15年=1,498,500円
附利率1% 99,900円×0.01×15年=14,985円
15年間の受取総額 1,498,500円+14,985円=**1,513,485円**
～20年有期年金～
年金額 1,388,221円÷18.091^注=76,735円≒76,700円
20年間の年金額 76,700円×20年=1,534,000円
附利率1% 76,700円×0.01×20年=15,340円
20年間の受取総額 1,534,000円+15,340円=**1,549,340円**

注：年金現価率表(概要)

残余保証 期間	指標利率			
	1.0%	2.0%	3.0%	4.0%
20年	18.091	16.433	14.988	13.725
15年	13.900	12.913	12.027	11.228
10年	9.495	9.027	8.594	8.191
5年	4.866	4.737	4.614	4.496
1年	0.993	0.985	0.978	0.971



観光産業企業年金基金は、観光産業に働く
方々及びその遺族の生活の安定と向上のため、
確定給付企業年金法に基づき平成27年
10月1日に設立されました。
企業年金制度は、社員のセカンドライフの
ために"安心"を"プラス"する制度です。

TIPF 観光産業企業年金基金

〒102-0081

東京都千代田区四番町5-3

サイエンスプラザ1階

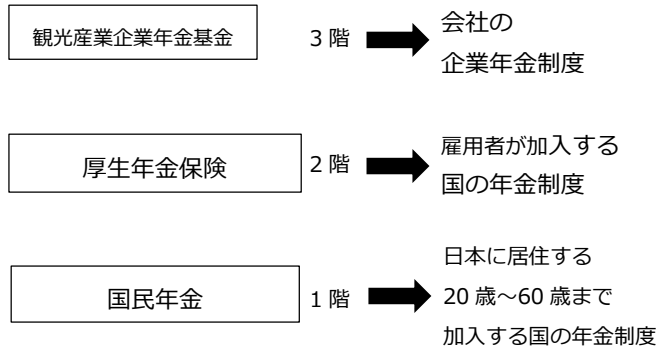
TEL (03) 6380-8659

FAX (03) 5275-8145

<http://www.kankosangyo-nenkin.org/>

観光産業企業年金基金

観光産業に働く私たちは、国の国民年金・厚生年金保険の他企業年金制度に加入しているため、年金制度は、3階建てになります。



観光産業企業年金基金の概要

(1) 加入会社の範囲

- ・一般社団法人 日本旅行業協会の会員等
- ・一般社団法人 全国旅行業協会の会員等
- ・上記の会員以外の観光産業に関連のある会社等

(2) 加入対象者

- (1)の会社に勤務する厚生年金保険に加入している65歳未満の方
- ※勤務する会社の就業規則に基づく

観光産業企業年金基金の特徴

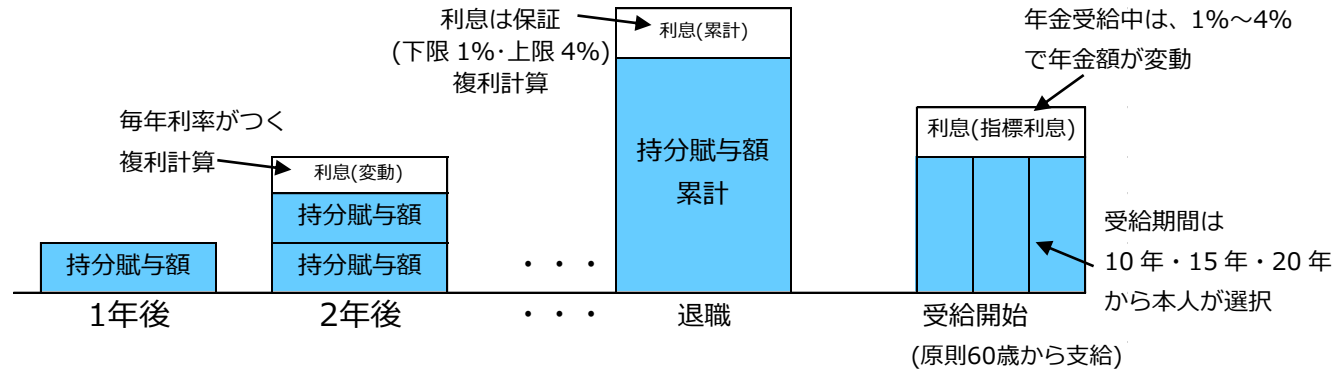
(1) 確定給付年金

- ・将来の年金給付が想定可能な企業年金制度
- ・定率拠出・変動年金型の「キャッシュ・バランス・プラン」
- ・本人が選択する有期年金(10年・15年・20年)

(2) 業界共通の福利厚生制度

- ・会社負担の掛金は、全額損金算入

基金制度は、経済(金利)の状況に応じて、加入中の積立額や受給中の年金額が変動する「キャッシュ・バランス・プラン」です。
給付原資や年金額には一定の最低保障(1%)があり、将来の給付額は保証されています。



「キャッシュ・バランス・プラン」による積立額・年金額の計算

- ・加入中の積立累計額は国債利回りに連動して決定
- ・仮想個人勘定残高に加算する利息を計算する率や金額を計算する際の給付利率が指標金利に連動
- ・指標金利に用いるのは10年国債の応募者利回りで、過去5年間に発行された国債利回りの5年(暦年)平均値を指標金利として、翌年の6月1日に改定

掛金

掛金は、全額会社が負担します。加入員の負担はありません。

*標準給与月額表の98,000円から620,000円までの30等級区分1,000分の12

【例】標準給与月額280,000円の加入員の場合 → 会社負担掛金 3,360円 (280,000円×12/1,000=3,360円)

企業年金制度の必要性

【企業年金制度の役割】

- ・社員の老後の所得を保障
- ・老後の所得の必要経費とのギャップを解消(つなぎ年金の活用)

【企業年金制度のメリット】

- ・退職金の積立手段として有効(平準化)
- ・掛金は全額損金算入

